

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

東海市では、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減を図るとともに、市民や事業者にも性的マイノリティなどに対する理解を広げ、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会の実現を目指し、令和5年4月1日に「東海市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

愛知県内の他自治体においても、パートナーシップ制度や、パートナーの子ども等も家族とみなす「ファミリーシップ制度」を導入する自治体が増えています。また、令和6年4月1日からは、愛知県もファミリーシップ宣誓制度を導入予定です。

そういった情勢を鑑み、東海市では、令和6年4月1日から「ファミリーシップ制度」を導入し、さらに多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指します。

【参考】

県内市町村のパートナーシップ制度導入状況（令和5年12月1日現在）

導入自治体数：全54自治体数26自治体（約48%）

	事実婚等も対象	ファミリーシップ	自治体数
①	×	×	9
②	○	×	4
③	×	○	5
④	○	○	8

- ① 東海市、豊橋市、刈谷市、高浜市、幸田町 など
- ② 蒲郡市、知多市、豊明市、日進市
- ③ 瀬戸市、春日井市、小牧市、みよし市、豊山町
- ④ 名古屋市、半田市、大府市、知立市、長久手市 など

愛知県ファミリーシップ宣誓制度（令和6年4月1日導入予定）

- ・事実婚等も対象
- ・パートナーシップ宣誓の要件：「双方又はいずれか一方が県内に住所を有する」または「双方又はいずれか一方が県内への転入（新たに県内に住所を定めること）を予定している」こと
- ・ファミリーシップの対象者：子をはじめとした近親者（三親等内の者）その他知事が適当と認める者

パートナーシップ宣誓制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）の比較

定義

	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
パートナーシップ	互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二者の関係であって、双方又は一方が性的マイノリティに該当する者であるもの	互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二者の関係
ファミリーシップ		パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子をはじめとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認めるものを含め、家族であると約した関係
ファミリーシップ対象者		ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップ関係にある2人以外の者

宣誓の要件（パートナーシップの関係にある二者ですべての要件に該当すること）

	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
年齢	双方が成年に達していること（18歳以上）	同左
住所	双方が東海市に住所を有していること又は、一方が東海市に住所を有し、他方が3か月以内に転入を予定していること	同左
配偶者の有無	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと	同左
他者とのパートナーシップ関係の有無	双方が宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと	双方が宣誓者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと
双方の関係性	双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の関係（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）にないこと	双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の関係（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）にないこと。ただし、ともに宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く

近親者等の記載（15歳以上）に関すること

	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
記載を希望する場合		宣誓証明書等に氏名等の記載を希望するときは、宣誓書及び同意書に当該近親者等自ら記入。変更届により追加された場合においても同様（自ら記入することができないと知事が認めるときは代筆可能）
記載の削除		宣誓に関する申立書を提出することにより、当該近親者等が記載された宣誓証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる